










【ストレスチェック実施に必要な人たち】

社外で探す人材		社内で業務を担う人材	
名称	実施者または共同実施者	名称	実施事務従事者
どんな人が なれるの？	医師、歯科医師、保健師、精神保健 福祉士、公認心理士等	どんな人が なれるの？	経営者や管理職ではない一般社員
			
<small>医師またはカウンセラーが実施者(共同実施者)を担います ※共同実施者は必ずしも選任する必要はありません</small>		<small>御社の一般事務員が実施事務従事者になります</small>	

【ストレスチェック実施の流れ】

当社のサービス	御社内の作業と社内の人材でできること
 <p>・依頼を受け「実施者」を決めます。 (御社に産業医がいる場合は産業医に依頼) ・産業医がない場合はスポット産業医か または実施者となるカウンセラーが担当します</p> <p>業務委託契約をする</p>	<p>① 専門家(実施者となる者)にストレスチェックを依頼する ② 契約と同時に社内で「実施事務従事者」を決める</p> <p> ※実施事務従事者になれるのは経営者・管理者ではない一般社員です</p>
<p>● アプリ設定のサポートを行います</p> <p>※ アプリ設定のサポートはご希望があれば承ります。 ※ アプリダウンロードの際に手引きがあるので御社の 人材のみで設定を行うことも可能です。</p> <p>※ 設定が難しい場合、または10名以下の事業所で プライバシーの確保が難しい場合は当社で代行を行います。</p>	<p>③ ストレスチェック対象者の人数を把握しリストをつくる</p> <p> ・社員数の確認 ・パートアルバイトも含めましょう (派遣社員は通常は派遣会社が実施します。派遣会社に確認しましょう)</p>
<p>● 実施前・実施時の案内文を作成</p> <p>※ ストレスチェックの受検は強制ではありません ※ 心身の健康状態により受検が負担になる社員は 受検を拒否することができます。 ※ ストレスチェックの結果の秘密は守られます。</p> <p>案内文の提案</p> <p>これらの情報を事前に社員に伝えて安心して受検が できる配慮が必要です。</p>	<p>④ 厚労省のストレスチェックアプリを設定</p> <p></p> <p>厚労省が無料で提供しているストレスチェック管理アプリをダウンロード (Windows版のみなので、Windowsが使えるパソコンをご用意ください)</p>
<p>● オプションで当社が実施と回収</p> <p>※ 個別の社内アドレスを所持しない社員(アルバイト等) には別途当社が対応します。</p> <p>※ 当社が実施・回収を行う場合は別途費用が発生します</p>	<p>⑤ 実施前の案内文と実施時の案内を送付</p> <p>当社から送られてきた案内文を社員へ転送する。 実施時は受検URLを社員へ送る。</p> <p>⑥ 結果の回収・高ストレス者の抽出</p> <p>結果はアプリに自動で返信されます</p> <p></p>
<p>● 高ストレス者への面談の実施</p> <p>※ 高ストレス者で面談を希望される社員に面談を実施しま す ※ 面談は、産業医またはカウンセラーが予備面談を行いま す ※ 基本的にはカウンセラーによる予備面談を行います ※ 社員様が医師の面談をご希望される場合や、カウンセラーが 医師の面談が必要と判断する場合に医師へつなぐことがあります。 ※ 面談希望者がいない場合は実施はしません。</p> <p>※ 面談には別途費用がかかります。</p>	<p>⑦ 高ストレス者への面談案内を送る</p> <p>実施事務従事者は、実施者(当社のカウンセラー)から送られた 面談案内文を該当する社員(高ストレス者)へ送信する。</p> <p></p>
<p>● 労基署への報告サポート</p> <p>所定のフォーマットの書き方をサポートします。</p>	<p>⑧ 労基署へ報告</p> <p>労基へは所定の報告書があります(A4 1ページ程度) 記入を行い、労基署へ提出してください。</p> <p></p>

これで完了！